

A-4 他の施設

意見書 No	内 容
4	(株)ミダックが運営する呉松管理型処分場であまりにもずさんな管理のため浜松市から指導文章が出たことを知りました。(株)ミダックが言う適正な管理はどのような事でしょうか？これでは、アスベストの管理も信用できない。 本件の監督官庁である浜松市が、ある事例について「行政処分に至らないが、改善する必要がある」と判断した場合に、業者に対し交付するのが「指導票」とであると認識しております。 確かに呉松事業所においては、過去5年に3回の指導票を受けております。 これは例えば「廃棄物をいれる梱包袋の厚みを増すように」ですとか、「破碎機の水噴霧をしっかりやるように」などの指導を受けたものです。 これまで、同事業所において法令違反などに対する行政処分に属するものは受けた事実は御座いません。 当社では、こうした指導に対しては真摯^{しんし}にうけとめ、これを教訓に、常にその改善に取り組み、より確実に安全な処理と管理が可能な体制作りを目指しております。 現在当社では、そうした処理管理体制が構築されており、例えば ISO 14001 など環境保全についての国際規格なども取得し、また常にこうした安全性向上のために労を惜しまず取り組んでおります。 当然アスベストの処理などは、環境省が示す埋立マニュアルなどを極めて厳格に遵守させていただきながら処理にあたっており、この点でも御安心頂いて結構かと存じます。
13	舘山寺（＝呉松）の処分場見学に行ってきました。処理施設の周りの人たちは騒音、水の汚染、観光の低迷にショックを受けていました。反対しても出来、出来た後は話も聞いてもらえないと聞いてきました。 33 年もの間 24 時間フル稼働。とてもではありません。我奥山は、もともと山に囲まれ自然豊かなところ、少しの音でもすごい反響があります。騒音、汚染、断固反対です。 呉松事業所では開業から今日まで約 22 年間、今般の計画と同様の管理型最終処分並びに破碎処理を、法令遵守・適正処理を念頭に運営させて頂いております。 この間、当然ではありますが、周辺住民の皆さまや周辺環境に被害を及ぼすような事故等の発生はございません。また、同事業所において法令違反などに対する行政処分に属する類を受けた事実は御座いません。 確かに、これまで一部扇動的^{せんどう}な行動を取られる住民の方とは、搬入品目等の件で、考え方や意見の相違があり、お騒がせしたことも御座います。 しかし、現在では、地元自治会の皆様とは、定期的に紳士的なお話し合いの場を設けるなど、十分な信頼関係を構築できているものと自負しております。 健康被害や農業への影響については、今回の事業計画に関し、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準を十分達成でき

るという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。

なお、本計画施設において、通年 24 時間連続運転を行うのは浸出水処理施設のみであります。